

令和元年9月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 令和元年10月10日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展  
2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 市            | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 市          | 長 | 鵜 澤 広 司 |
| 総 務 部        | 長 | 大 木 俊 行 |
| 総務部参事(事)財政課長 |   | 會 嶋 禎 人 |
| 市 民 部        | 長 | 和 田 文 夫 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 経 済 環 境 部 長     | 黒 崎 淳 一 |
| 建 設 部 長         | 江 澤 利 典 |
| 会 計 管 理 者       | 廣 森 孝 江 |
| 国 保 年 金 課 長     | 吉 田 正 明 |
| 高 齢 者 福 祉 課 長   | 田 中 和 彦 |
| 下 水 道 課 長       | 中 村 正 巳 |
| 水 道 課 長         | 海 保 直 之 |
| ク リ ー ン 推 進 課 長 | 土 屋 武 志 |

・連 絡 員

|                |         |
|----------------|---------|
| 総務部参事(事)秘書広報課長 | 鈴 木 正 義 |
| 総 務 課 長        | 片 岡 和 久 |
| 社 会 福 祉 課 長    | 日野原 広 志 |
| 農 政 課 長        | 相 川 幸 法 |
| 道 路 河 川 課 長    | 中 込 正 美 |

○教育委員会

・議案説明者

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 長   | 加曾利 佳 信 |
| 教 育 次 長 | 関 貴美代   |

・連 絡 員

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 総 務 課 長 | 川 名 弘 晃 |
|-------------|---------|

○農業委員会

・議案説明者

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 梅 澤 孝 行 |
|-------------------|---------|

○監査委員

・議案説明者

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 内 海 洋 和 |
|-----------------|---------|

○選挙管理委員会

・議案説明者

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 片 岡 和 久 |
|-----------------------|---------|

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 水 村 幸 男 |
|---------|---------|

|   |     |   |         |
|---|-----|---|---------|
| 副 | 主   | 幹 | 中 嶋 敏 江 |
| 主 |     | 査 | 須賀澤 勲   |
| 主 |     | 査 | 嘉 瀬 順 子 |
| 主 | 査   | 補 | 吉 井 博 貴 |
| 主 | 任 主 | 事 | 村 山 のり子 |

.....

# 1. 会議事件は次のとおり

## ○議事日程（第3号）

令和元年10月10日（木）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第14号

議案第18号から議案第19号

質疑、委員会付託

議案第20号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

決算審査特別委員会の設置及び付託

日程第2 議員派遣の件

日程第3 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。

したがって本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告をいたします。

最初に、台風19号に係る市災害対策本部が、昨日10月9日の16時に設置されました。これに伴い、本日、市長は防災服で出席をいたします。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告が1件、議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案14号、及び、議案第18号から議案第20号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質問を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答2回まででお願いをいたします。

最初に、丸山わき子議員の質疑を許します。

## ○丸山わき子君

それでは私は、議案第5号、また、議案第20号、両方とも一般会計補正予算に関しまして質問をするものであります。

まず、議案第5号につきまして、歳出で4款衛生費、母子保健費についてお伺いするものでございます。22ページです。

この中で、子育て世代包括支援センター運営事業費というのがあるわけですが、この事業内容について、従来の相談窓口との相違は何なのか、その点についてお伺いいたします。

## ○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育てに関し、切れ目のない、きめ細やかな支援を行うために設置するもので、本市では利用者支援事業、母子保健型での実施を考えております。

これまでは、妊娠届出の受理は職種を問わず窓口で受け付けた職員が対応し、母子健康手帳の発行及び母親学級への勧奨や出生の際の手続等の説明をするなど、事務的な手続にとど

まっております。

今後は、妊娠届出時に保健師等の看護職による全数面接を実施し、妊婦が抱える課題を把握し、解決のための支援計画の作成を行うとともに、各種母子保健事業や子育て支援事業等との連携を含めた支援を包括的に行うためのワンストップ拠点として体制構築を進めてまいります。

#### ○丸山わき子君

ワンストップ相談窓口というようなことなんですけども、本来なら子育て支援に関わる保育であるとか、そういった点で本当に子育てに関係する分野が全てワンストップで対応できるというようなあり方の方が、市民にとっては利用しやすいのではないかなというふうに思うわけなんですけど、その辺について、さらに総合的な窓口ということは検討しないのかどうか、その辺についてどうでしょう。

#### ○市民部長（和田文夫君）

子育て世代包括支援センターの事業類型といたしましては、市として市町村保健センターで保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に支援及び地域連携を行う、今回、本市が設置しようとする母子保健型、また、市として行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用して支援と地域連携を行う基本型、また、主に保育に特化して保育所や保育サービスに関する情報提供や利用支援を行う特定型や、それぞれの類型を組み合わせる実施する方法など、個々の市町村の実情に応じて幅広い自由度が与えられております。

本市といたしましては、保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、養育機関等につなげていけるよう、現在、既に実施しております母子保健事業の発展形として母子保健型が適当であると判断いたして、今回の設置に至ったところでございます。

#### ○丸山わき子君

せっかく切れ目のない、きめ細やかなサービス提供ということのようなので、これは市民の子育て中の家庭に対して、本当にサービスがきちんと行き届く、多様なニーズに応えていく、そういう窓口にしていくべきではないかなというふうに思います。今回の入り口は母子保健型だということのようなんですが、今後は、ぜひとも市民のニーズに応えた内容にしていきたいということを要望しておきます。

次に、地域にあったサービスを提供するというのが、今回の国の方の子育て世代包括支援センターの取り組みの内容となっているわけですが、八街市としては地域にあったサービスとは一体何なのか、何をしようとしているのか、その辺について伺いたいします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

地域にあったサービスというご質問でございますが、妊娠届出の実情や届出時に全ての妊婦に対して実施しているアンケートの結果などから、妊産婦の課題やニーズを把握しております。

その1つは、八街市に産院がないことから、出産施設を近隣の富里市、成田市、佐倉市など

に頼らざるを得ない状況であり、通院及び出産当日の交通手段の確保が懸念されております。また、外国籍の妊婦の場合、言語の壁により必要な手続きや子育てにつながりにくい現状があります。この問題に対しては、今後、翻訳機の導入や申請書、問診表及び通知文等への外国語表記が必要であると認識しております。さらに近年、精神疾患等の既往やメンタル面にやや不安がある妊産婦の増加に伴い、訪問や面接による定期的な支援、臨床心理士によるカウンセリング、さらに子育て期において母親がほっと一息付けるようなサービスの提供について拡充を図ってまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

ぜひ安心して子育てができる、あるいは出産ができる、その対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、今、多様なニーズに応じていくために、スタッフの確保についてお伺いするところなんですけれども、センターの設置にあたっては、国の基準では母子保健に関する専門知識を有する助産婦さんであるとか、保健婦さんであるとか、看護師、またはソーシャルワーカーを1名以上配置するんだということが基準として示されているわけなんですけれども、八街市はこの基準というのはどのようにクリアされているのか伺います。

#### ○市民部長（和田文夫君）

ニーズに応えるためのスタッフの確保ということでございますが、子育て世代包括支援センターの事業には4つの柱がございます。

1つ目は、妊産婦及び乳幼児等の母子保健や子育てに関する支援に必要な実情の把握を継続的に実施すること。

2つ目は、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。

3つ目は、支援プランを策定すること。

4つ目は、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことでございます。

これらを担うために必要な職員体制として厚労省から示された設置運営要綱においては、保健師を1名以上配置することとなっております。さらに、保健師に加え、利用者支援専門医を1名以上配置することとなっておりますが、これについては保健師がその部分も担うことができるとされております。

しかしながら、妊娠期から子育て期にわたる支援は質、量ともに非常に高いものが求められるため、そのニーズに応えられるような人員を確保できるよう、今後、要望してまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

新たなこうした事業を始めるにあたって、職員がきちんと配置されないまま見切り発車となるということでは、大変、本当にニーズに応じていけるのかという不安を感じるところです。ぜひともこれは、せっかく立ち上げる事業です。市民の皆さんの本当によりどころとなる場所になっていこうかと思っておりますので、ぜひとも人員の確保、ニーズに応えられる人員確保を

していただきたいということを申し上げておきます。

それから、子育て世代包括支援センターの実施場所についてお伺いするわけですが、この整備工事費として249万5千円が計上されています。これはどのような整備工事であるのか、また、どこにこうした場所を設置するのかお伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

どこに設置するのかということでございますが、本市の子育て世代包括支援センターは、総合保健福祉センター内の健康増進課内に置く予定でございます。1階の健康増進課に受付窓口を設置し、専任の保健師をおき、また、妊娠届出をはじめとする面談や相談を受けるためのスペースとして2階に相談室を用意することにより、センターとしての機能を果たせるようにしたいと考えております。

整備工事の具体的な内容でございますが、総合保健福祉センター2階の検診室及び健康相談室を相談室として改装しようとするものでございます。相談室は相談者が重なった場合を考慮して2部屋用意し、相談しやすい雰囲気の醸成やプライバシーに配慮するとともに、子ども連れの相談者にも配慮して、安全で安心な相談室といたします。

具体的には、間仕切りの変更、カーペットの敷設、照明器具の交換、キッズルームの設置などでございます。

#### ○丸山わき子君

何度も言いますが、妊娠から出産子育てまでの切れ目のないサポートをしていくということなので、利用者に親しみやすい名称にしていくことが必要じゃないかなと。あたかもこの、子育て世代包括支援センターとかた苦しい名前ではなかなか利用者にとっては、よりどころなる、そういう場所にはならないんじゃないかと。やはり皆さんがあそこに行けば本当にいろんな相談に乗っていただける。安心して子育てできる。そういったやわらかい親しみやすい名称を付けて、多くの皆さんが利用できるようにしていっていただきたい。このことを申し上げておきたいと思います。

次に、7款の土木費、都市計画総務費の住宅耐震化促進事業費、28ページについてお伺いするところであります。

危険ブロック塀等除去費補助金についてであります。この補助事業の内容についてお伺いしたいと思います。

#### ○建設部長（江澤利典君）

お答えします。

補助事業の内容ということでございますけども、通学路及び地震発生時に通行を確保すべき道路に面して、地震発生時に倒壊のおそれのある危険なコンクリートブロック塀等の除去を行うものに対し、その除却に要する費用の一部を補助するというものでございます。

目的といたしましては、地震発生時における市民の生命及び身体を守ることを目的ということになっております。

補助金の内容につきましては、道路に面した敷地内にあるコンクリートブロック塀等であっ



て、道路面から高さ1.2メートルを超えかつ境界線までの水平距離以上である危険ブロック塀等の除却に要する費用の3分の2以内の額で、10万円を限度として補助ということになっているところでございます。

○丸山わき子君

そうしますと、今年度のこの補正では20件分ということではよろしいんですか。

○建設部長（江澤利典君）

そのとおりです。

○丸山わき子君

通学路に面した危険ブロック塀等に関して補助をしていくんだというようなことなんですけれども、実際に、この通学路に面した危険ブロック塀等は、現在、何カ所あるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

八街市として、昨年7月に緊急輸送道路である国道及び県道並びに小学校の通学路等に面するブロックの現地調査、現地確認を行いました。さらに昨年の12月からは、印旛土木事務所による小学校の通学路に面したブロック塀等の再点検調査ということで、市の職員も協力して所有者への注意喚起を図っているところでございます。

この調査が平成31年3月末に終了をしました。地震発生時に倒壊のおそれのある目視でございますけれども、危険ブロック塀等の把握ができたということになっております。件数は292件ほどございまして、そのうち68件が危険と、目視でございましてけれども判断され、そのうち現調を行ったところ、6件が撤去、また、改修をされておりました。

○丸山わき子君

じゃあ、62件が危険であると。今回、20件分の補正予算なんですけれども、これ、本当に喫緊に対応しなければならないというふうに思うんですが、今後の予算措置、どのようになさるのか、その辺についてお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

危険ブロック塀等の補助事業については、今回20件ということで想定をしております。2カ年を想定して補助事業を行うということになっておりまして、今回の補正は20件予算計上させていただきましたが、年度内に執行できる件数等を考慮した関係で20件ということにしておりますけれども、これについては、県の方にも確認をしております。

実は、この補助金については予算措置なくしてということもございまして、その辺も考慮に入れて要望してもオッケーだというような県の方からの回答があります。

そうした中で、今回ののは効果促進事業ということになっておるんですけれども、来年度から基幹事業ということに移るということも聞いております。まだ正式には決まっていないということでございますけれども、その辺も含めて、切れ目ない補助事業として、今回、計上をさせていただいたところでございます。

○丸山わき子君



ぜひ、危険ブロック除去ということで積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、これはあくまでも個人宅での補助だと思ってしまうんですけども、民間の企業に関しては、大変危険なこの塀をもっているところもあるわけですね。通学路に面しているというようなこともあって、一体、どうなるのかなという心配もあるんですけども、やはりこういった民間の企業に対しては対応できないと思うんですが、やはりあわせて危険なブロック塀を早期に除去するという、その取り組みを進めていただきたいと。

また、3番目にはこうした補助金があったことによる周知、どのような方法で周知をしているのか、それについて伺いいたします。

#### ○建設部長（江澤利典君）

周知方法ということでございますけども、当然、広報やちまた、区長回覧、ホームページ、また、メール配信サービス等によりお知らせをしたいというふうには考えております。また、危険ブロック塀等の所有者に対しましては、ポスティングを行う予定になっております。制度の活用を積極的に促していきたいというふうに考えております。

#### ○丸山わき子君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号の補正予算についてでございます。

歳出のところで、2款1項11目、これは10ページですね。見ていただきたいと思います。

諸費の中で、災害廃棄物処理業務についてなんですけれども、この財源の内訳と市の持ち出しはどのくらいになるのか伺いいたします。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

財源の内訳でございますが、まず、国庫支出金でございますが、災害等廃棄物処理事業補助金といたしまして、3千743万円が、これは事業費の2分の1となっております。また、補正予算書での一般財源が3千743万2千円となっておりますが、このうち特別交付税で財政支援されます額が事業費の10分の4となっておりますので、2千994万4千円が特別交付税での歳入となる予定でございます。

実質、一般財源は10分の1となりますので、748万8千円の予定でございます。

#### ○丸山わき子君

わかりました。

それで、もう1点伺いたいのは、今回の補正で9月12日から10月19日までの受け入れ分の予算計上であるという説明があったと思うんですけども、廃ビニールに関しては11月28日まで受け入れをするというような説明があったと思いますが、この10月20日以降の、また11月28日までの受け入れに対する廃ビニールに関しては補助の対象になるのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

10月20日以降、11月28日までの農業用の廃プラスチック等につきましても、補助事業の対象の算定に入れてございます。現在、国の方でも環境省と農林水産省の方で話し合いが行われており、廃棄物の今回の補助対象にする方向で検討されているとお話は伺っております。

○丸山わき子君

それは本当にやっていただけるというのはありがたいことで。

農家の皆様には、もう締め切っちゃったんじゃないかという諦めのそんな声も聞かれまして、いやいや、市の方は受け入れていますよということで説明しているんですけど、もっともう少し農家の皆さんにも徹底していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、次に、同じ10ページなんですけども、10款1項1目、道路橋梁災害復旧費なんですけど、この道路橋梁に関しまして、被害総額、一体どのくらいだったのか、そして復旧計画、今後、どのような取り組みがされようとしているのかお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

今回のこの道路復旧工事の補正ということでございますけども、復旧工事費としては1千万円ということでございます。それについては、道路や水路等の破損16カ所分の計上となっております。そのうち道路破損箇所補修が13カ所、水路の破損箇所補修が1カ所、調整池の補修が2カ所でございます。その他、倒木処理や土砂撤去等に係る経費としてこの1千万円以外の部分についての経費がございまして、これについては予備費充当ということでなっております。これについては八街市建設業災害対策協力会の方に依頼をして、倒木処理等を行っていただきました。その費用が約700万円ほどかかっております。そういうことで、トータルにすると1千700万円という形になります。なお、この倒木処理の業務の中では、直営で職員が倒木処理にあたっております。これは直営作業分ということで、この1千700万円の中には含まれてはおりません。

また、復旧計画ということでございますけども、この9月補正で議決いただいたならば早急に工事の発注を行い、年内までには完成したいという予定になっております。

また、残っている倒木処理が若干ございます。これは東電、ほぼ電線にかかっている部分の箇所でございます。東京電力等に強く要望また実施を促しているところでございます。

○丸山わき子君

わかりました。

次に、同じ10ページなんですけど、10款2項1目の民生施設災害復旧費についてなんですけど、これは市の施設も抱えているかと思っておりますけども、それぞれ被害総額、また、復旧の見通しについてお伺いしたいと思います。

○市民部長（和田文夫君）

今回の台風15号における被害についてでございますが、市立保育園では6園中4園に被害が出ており、被害総額は、今回、予算計上いたしました200万円でございます。

このうち交進保育園につきましては、保育園に電力を送るための木製支柱が根元から折れ、

復旧に多額の費用がかかるため、災害復興補助金を活用すべく事前協議を行っております。  
なお、こちらの方の対象となる経費でございますが、1件40万円以上の事業費が対象となり、補助率は4分の3となります。その他の被害につきましては、補助対象外となります。

また、復興計画についてでございますが、本補正が復旧費の金額となりますので、成立後速やかに執行できるよう、現在、準備を進めているところでございます。

#### ○丸山わき子君

あと、私立に関しては、当然、市を経由して補助金がおりにいこうかと思うんですけど、その辺については、私立に関してはどの程度の被害があったのかお伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

私立保育園についてでございますが、5園中4園に被害があり、特に風の村保育園八街の被害が大きいことから、交進保育園と同様に災害復興補助金の事前協議を行っておりますが、被害内容が多岐にわたるため、災害復旧補助金の協議結果を待って適切な時期に予算措置を行う予定でございます。

他の私立保育園については被害状況の確認はしておりませんが、補助対象外となりますので、金額については把握をしておりません。

#### ○丸山わき子君

それでは、11ページの10款3項1目の公立学校・幼稚園施設災害復旧費についてでございます。

先だっの全員協議会の中では学校・幼稚園被害総額3千400万円というような説明がありました。今回の計上は3分の1にとどまっているわけですが、これについてはどのような段取りになっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○教育次長（関貴美代君）

今回の台風被害につきましては、全ての小中学校・幼稚園に被害がありました。

被害総額につきましては概算で3千481万円程度となっております。そのうち、今回、増額補正するのは1千110万円となります。

また、補正対応以外の災害復旧につきましては、緊急対応すべき倒木撤去等で安全を確保しなければならない被害を予備費約591万円に対応しております。倒木があった学校は朝陽小学校を除く8校でありました。特に八街東小学校は隣接の県営住宅側にヒマラヤスギ4本が倒木し、道路を封鎖してしまいましたので、その日のうちに撤去いたしました。

そのほかの災害復旧につきましては12月の補正で1千780万円に対応する予定でございます。その主なものにつきましては二州小学校沖分校の倒木により変形した遊具2基の復旧工事、約280万円、八街北中学校の特別教室棟の屋根、496平方メートルの復旧工事に約1千300万円とグラウンド砂の流出の復旧に約100万円となっております。そのほかに実住小学校グラウンドの砂の流出の工事50万円、八街北小学校のバックネットが曲がったための修理に50万円となっております。

今後、学校の災害復旧にかかった経費につきましては、国庫補助の申請を行っていく予定です。

す。補助率は3分の2となっております。

以上です。

#### ○丸山わき子君

雨漏り等については早急な対策が必要じゃないかなと。12月を待たないで、これは臨時議会等開くなどして早急な対策が必要じゃないかなと。それから資料館等も屋根が吹っ飛んだとなっているわけですが、やはりそういう意味では、早急な対策が必要ではないかなというふうに思うんですが、雨漏り等の対策についてはどのようにお考えなのか伺いたします。

#### ○教育次長（関貴美代君）

雨漏り等の対策につきましては、緊急に対応すべきものについては予備費等で対応しております。

資料館につきましては、現在、雨漏り等屋根が330平方メートルの屋根が風に飛びまして、今、雨漏り等が予想されます。被害のありました資料館の復旧におきましては、約540万円予定しております。緊急対応といたしまして、資料館におきましては、現在、市民の皆様にご迷惑をおかけしておりますが、現在、休館中となっております。今後の対応におきましては、資料館の方とよく相談しまして早急に対応する予定となっております。

#### ○丸山わき子君

資料館も八街にとっては大切な財産でありますので、ぜひとも早急な対策、対応をお願いしたいということをお願いします。

最後に、10款3項3目の保健体育施設災害復旧費、これは給食センターなんですけれども、被害総額、今回は140万円の計上ということなんです、一体どのくらいの被害総額だったのか、それから復旧計画、今後、どのようにされるのか伺いたします。

#### ○教育次長（関貴美代君）

給食センターにおきましても、今回の台風15号の被害により第1調理場、第2調理場ともに被害がございました。被害総額は概算で851万円となっております。そのうち今回の補正は140万円となっております。補正対応以外の災害復旧につきましては、第1調理場の車庫シャッター、内線電話ケーブル、水銀灯、第2調理場の車庫シャッター、屋根と壁のつなぎである破風、軒裏化粧板となっており、予備費約711万円で対応しております。財源につきましては全て一般財源となっております。

今回の補正分の復旧工事につきましては、議決後、直ちに手配をし、迅速に復旧工事を実施してまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

最後に、総務部長にお伺いしたいんですけども、ただいま災害復旧費について伺ったところなんですけれども、各関係課から被害総額が出てまいりました。

先日、私一般質問の中で今回の台風被害で市の被害総額はどのくらいなのかということを質問いたしましたら、把握できていないという答弁でございました。このように今日伺ったと

ころをみますと、八街市の被害総額は約2億円と私は見たわけですが、その程度でよろしいのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

この間の私の答弁の仕方が悪かったんですが、被害総額ということでしたので、私は個人の家も含めた形の被害総額かと思ひまして、その時点ではわからないというふうに申し上げたところでございます。

ですので、今、丸山議員が言われたとおりの金額でよろしいと思います。

○丸山わき子君

本当に八街市が2億円という大きな被害総額を背負ったわけで、これからいろいろと財政上厳しい状況になろうかと思いますが、ぜひとも、今後とも皆様のご尽力で取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増 藤江君

それでは、議案第3号、付議案5ページです。

八街市給水条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

5年ごとの更新制度導入についてです。制度導入後の指定給水装置工事事業者数の見通しについて伺いますが、この更新制度を導入することによって、市や市民、また、事業者にとどのようなメリットがあるのか、また、制度導入後の工事事業者数の見通しについて伺います。

○水道課長（海保直之君）

それでは、まず初めにこれまでの制度においては、指定給水装置工事事業者は一度、指定を受けますとその後に休止や廃止、技術者等の配置などの変更事項があっても、無届の場合は実態を把握することができない状況となっておりました。このことから制度の改正を図り、事業者の実態把握と資質の維持向上を目的として、5年ごとの更新制度が導入されることとなりました。

なお、このたびの更新制度につきましては、あくまでも任意であることから現在の指定給水装置工事事業者のうち、更新を希望される事業者がどの程度おられるかの想定については難しいものと考えております。

○京増 藤江君

事業者の技術向上とか、また、実態把握などができるのがメリットだということで、また、新たに登録する事業者数は今のところわからないと、そういう答弁だったと思います。

そういうふうな答弁ですと、2番目に制度導入後、新規に指定申請をする給水装置工事事業者数の見通しについてお聞きしようと思っているんですが、これについてはどうでしょうか。

○水道課長（海保直之君）

昨年12月の水道法改正以降、今年度9月末までに4者の新規事業者の申請がございました。



これらのことから、今度も同程度の申請はあるのではないかと考えております。

○京増 藤江君

新たな制度導入後、八街市民にとってこの事業者数が足りなくなるというようなことはあるのかないのか、それが私は心配なんですけれど、今回、この台風15号によって瓦屋さんが本当に忙しくて見積もりもなかなか取ってもらえないと、こういうことがありましたので、今、いつ大地震が起きるかわからないと、そういう状況の中で、もしも水道管が破裂したりしたときにすぐに対応してもらえるのかどうかと、こういうところが私は大変心配されるんですが、毎年、何件かの新たな事業者さんが申請するということは見込んでおられるんですけど、いざというときに、やはり遠くからは道路が破損したりしたときに遠くからは来てもらえないようなことを考えてみますと、市内業者を育成する、そういう方向も必要だと思うんですけど、この制度導入後、市内事業者の育成についてはどのようにお考えなのかを伺います。

○水道課長（海保直之君）

現在、市の方に登録をされている事業者数につきましては、9月末現在、174者ございます。そのうち、市内業者については29者ございます。その点から考えますと、業者が少なくなってお願ひするところがなくなるとか、そういうご心配は現状ではないのではないかと考えております。

○京増 藤江君

現在は、29者市内業者さんはおられると。だけれど、新たに更新するかどうかはわからないというようなことで、ぜひ、本当にいろいろな災害が起きたときに市民が困らないような、そういうふうな状況にしておいていただきたいと思います。

次に、議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算について伺います。

6款1項2目、商工業振興費について、中小企業金融対策費、代位弁済に係る損失補償費の内容です。件数や内容について、また、代位弁済後のその業者さんの状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

まず、内容につきましてでございますが、市内中小企業の経営基盤確保と近代化を目的に千葉県信用保証協会の信用保証により、金融機関を通じまして融資を行っております。本市の中小企業資金融資制度を利用していた事業者のうち1者が、業績不振により返済が困難となったことから本市と千葉県信用保証協会がかわした覚書に基づき、千葉県信用保証協会が代位弁済を行い、本市負担分の損失補償金28万2千300円の支払いが発生したものでございます。また、その後のこの事業者につきましては、代位弁済で完了しておりますので、実際、企業との接触はございません。企業と接触はしておりません。

○京増 藤江君

この弁済後には接触がないと、どうなっているのかはつかんでいないということなんですけ

れど、資金繰りの悪化、業績不振ということは本当にこれから、ますますこの消費税１０パーセントの増税の中で起きていくと思います。そういうときにいかにこの資金繰りを助けていくか、中小企業を助けていくかということが重要だと思うんですけど、もう本当に日本銀行がこの１０月１日に発表した全国の９月の企業短期経済観測調査によりまして、景気が悪化している。そして今後の見通しについても大企業も中小企業も見通しが悪化している、そういう状況ですから、いかに中小企業を支援するかということが大事だと思います。

金融庁は信用保証法の改正で保証協会の行うべき業務として、新たに中小企業の経営支援を追加しています。その中では運営にあたっては信用協会と金融機関が連携することが大事だということを監督指針に明記しております。ぜひとも、今後、八街市は中小企業が多いわけですから、この厳しい状況が見込まれるわけですから、この指針を活かしていただきたい。どのように活かしていくのか、その方針を伺います。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今後の市の融資に対する進め方でございますが、本市の中小企業資金融資制度、利用の促進を進めていくことは当然でございますが、そのほかに、先ほど京増議員が申し上げましたように中小企業信用保険等の一部を改正する法律の改正が成立いたしましたことにより、信用保証制度の見直しが平成３０年４月１日から始まりました。これによりまして、災害等の危機関連保証の創設や、小規模事業者への支援の拡充などが示されたことから、市内の事業者セーフティーネットへの市の認定申請がされましたら速やかに認定作業を行い、なるべく早く融資が受けられるように努めてまいります。

#### ○京増 藤江君

この１０月１日からの消費税、１０パーセントへの増税、本当に中小企業については特に厳しいと。

消費税、税の中でも消費税はもうからなくても、赤字でも払わなければいけないということで、ますます厳しさが予想されます。京都大学大学院教授で安倍内閣の元内閣官房参与の藤井聡さん、次のように述べております。

消費税増税が断行されれば、先進国として発展してきた我が国、日本が確実に先進国の座から転落し国民に貧困と格差が一気に拡大する。我が国は消費税増税によって確実にすさまじい経済低迷期に突入する。本当に専門家がこのように述べております。また、だからこそ我々日本国民は、国民生活と国家の防衛の視点からもし本当に消費税が増税されたとするなら、その日から減税に向けた戦いに始めなければならない。このように８月２６日付、まだ消費税が増税されない時期ですけど、全国商工新聞に手記を寄せております。

また、日本共産党の志位委員長は、８日、衆議院本会議の代表質問で消費税が何のための税金なのか、社会保障のためでも、財政再建のためでもなかったことを明らかにしました。法人税や所得税などの不公正な税制を是正し、消費税廃止を目指すとともに緊急に５パーセントに減税するよう主張しております。本当に大変な中、消費税増税ではなく減税が必要な今



の日本です。ぜひ、中小企業の皆さんが、そして八街市の経済発展がなされるような、そういう政策をお願いして私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑は全て終了いたしました。

お諮りします。ただいま議題となっています、議案第20号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略しこれから討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第20号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第20号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第20号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっています、議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第8号、及び、議案第18号から議案第19号は、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

お諮りします。議案第9号から議案第14号は18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置してこれに付託し審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

決算審査特別委員会を設置してこれに付託し、審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名いたします。

委員は配付してあります名簿のとおり、18人を指名いたします。

これからしばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡をいたします。

しばらく休憩といたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時07分)

#### ○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に小澤孝延議員、同副委員長に山口孝弘議員、以上のとおり決定をいたしました。

議案第9号から議案第14号を配付の議案付託表のとおり、決算審査特別委員会に付託し開催日の通知といたします。

日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、10月18日に、議会運営に関する研修、意見交換及び講演を目的に銚子市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会及び、11月14日、15日に群馬県桐生市で開催される印旛管内市議会正副議長連絡協議会視察研修会及び定例会に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

配付のとおり、議員を派遣することに決定をしました。

日程第3、休会の件を議題といたします。

明日11日から31日までの21日間を各常任委員会決算審査特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。11日から31日までの21日間を休会することに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

11月1日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後議場内で市勢要覧掲載用写真、議会運営委員会、各常任委員会、広聴広報特別委員会及び議会改革特別委員会の集合写真撮影を行いますので、しばらく自席にてお待ちください。

写真撮影終了後、全員協議会を開催しますので議員控室にお集まりください。

全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時10分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第14号

議案第18号から議案第19号

質疑、委員会付託

議案第20号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

決算審査特別委員会の設置及び付託

2. 議員派遣の件

3. 休会の件

.....  
議案第1号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第6号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第7号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第8号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第9号 平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第18号 八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結について

議案第19号 八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結について

議案第20号 令和元年度八街市一般会計補正予算について